

平成 28 年

赤平市議会第4回定例会会議録（第1日）

12月13日（火曜日）午前10時00分 開会  
午前11時57分 散会

○議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第157号 赤平市税条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第158号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第159号 赤平市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第160号 赤平市農業委員定数条例の全部改正について
- 日程第 9 議案第161号 公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）
- 日程第10 議案第162号 平成28年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第11 議案第163号 平成28年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第12 議案第164号 平成28年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第13 議案第165号 平成28年度赤平市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第14 議案第166号 平成28年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算

- 日程第15 議案第167号 平成28年度赤平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第16 議案第168号 平成28年度赤平市水道事業会計補正予算
- 日程第17 報告第15号 専決処分の報告について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第157号 赤平市税条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第158号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第159号 赤平市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第160号 赤平市農業委員定数条例の全部改正について
- 日程第 9 議案第161号 公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）
- 日程第10 議案第162号 平成28年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第11 議案第163号 平成28年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第12 議案第164号 平成28年度赤

- 平市後期高齢者医療特別会計補正  
予算
- 日程第13 議案第165号 平成28年度赤  
平市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第14 議案第166号 平成28年度赤  
平市介護サービス事業特別会計補  
正予算
- 日程第15 議案第167号 平成28年度赤  
平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第16 議案第168号 平成28年度赤  
平市水道事業会計補正予算
- 日程第17 報告第15号 専決処分の報告  
について

○出席議員 10名

- 1番 木村 恵 君  
2番 五十嵐 美知 君  
3番 植村 真美 君  
4番 竹村 恵一 君  
5番 若山 武信 君  
6番 向井 義擴 君  
7番 伊藤 新一 君  
8番 獅畑 輝明 君  
9番 御家瀬 遵 君  
10番 北市 勲 君

○欠席議員 0名

○説明員

- 市長 菊島 美孝 君  
教育委員会教育長 多田 豊 君  
監査委員 早坂 忠一 君  
選挙管理委員会  
委員長 壽崎 光吉 君  
農業委員会会長 田村 元一 君
- 
- 副市長 伊藤 嘉悦 君  
総務課長 町田 秀一 君  
企画財政課長 伊藤 寿雄 君

- 税務課長 下村 信磁 君  
市民生活課長 野呂 道洋 君  
社会福祉課長 井波 雅彦 君  
介護健康推進課長 斉藤 幸英 君  
商工労政観光課長 林 伸樹 君  
農政課長 菊島 美時 君  
建設課長 熊谷 敦 君  
上下水道課長 杉本 悌志 君  
会計管理者 中西 智彦 君  
あかびら市立病院  
事務長 永川 郁郎 君
- 
- 教育 学校教育  
委員会 課長 尾堂 裕之 君  
" 社会教育  
課長 蒲原 英二 君
- 
- 監査事務局長 大橋 一 君
- 
- 選挙管理委員会  
事務局長 町田 秀一 君
- 
- 農業委員会  
事務局長 菊島 美時 君
- 本会議事務従事者
- 議会事務局長 栗山 滋之 君  
" 総務議事  
担当主幹 野呂 律子 君  
" 総務議事  
係長 安原 敬二 君

(午前10時00分 開 会)

○議長(北市勲君) これより、平成28年赤平市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番木村議員、4番竹村議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から16日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの4日間と決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。事務局長。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は13件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告ですが、平成28年第3回定例会以降12月12日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果ですが、監査委員報告書の概要を記載しております。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(菊島美孝君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきまして、ご報告を申し上げます。

初めに、全国及び北海道市長会の動向につきまして申し上げます。10月19日に平成28年秋季北海道市長会定期総会が旭川市で開催され、平成26年11月地域社会づくりなどの施策を総括的かつ計画的に実施するまち・ひと・しごと創生法の法案が成立したことに伴い、地方経済の活性化に本格的に取り組んでいく道筋がつけられたところでございます。これに伴い、地方自治体は地方版総合戦略を策定したところでありますが、この総合戦略がより実効性のある取り組みが進められるためにも、実施に当たっては国の責任において、弾力的に採択を行うなど、地方の事情に合い、地方とともに総力を挙げて取り組むことが重要であることから、地方への対応について万全を期するよう地方創生に関する決議が採択されたところでございます。

また、春季に引き続きまして、地方の持つ可能性を發揮させ、安定的に北海道が発展するために、地方行財政の充実強化や社会保障施策に支障を及ぼすことのない社会保障制度改革、さらには環太平洋連携協定エネルギー政策と原子力発電所に関する決議が採択され、11月17日国会議員並びに関係省庁に対して要望が行われたところでございます。さらに、当市が抱えている課題の一つであります炭鉱遺産につきましても、歴史的価値、継承、インバウンド等を含む観光振興に結びつくことから、日本遺産登録に向け、北海道知事並びに道内選出の国会議員に要請を行ったところでございます。

次に、過疎地域の振興に関する中央要請について申し上げます。11月18日に全国過疎地域自立促進連盟北海道支部において、過疎地域自立促進特別措置法の見直しに関する要望及び平成29年度過疎対策関

係政府予算施策に関する要望として、地方創生と人口減少の克服、過疎市町村の財政基盤の確立、そして住民が安心、安全に暮らせる生活基盤の確立など、道内選出国會議員に対し要請を行ってきたところでございます。

次に、平成28年度赤平市表彰式について申し上げます。11月3日文化の日にご来賓多数のご出席を賜り、交流センターみらいを会場に挙行了いたしました。功労表彰につきましては3氏に、善行表彰に1団体、さらに勤続表彰につきましては、15年勤続の2名の方々にそれぞれ市民を代表し、敬意と感謝の意を表したところでございます。表彰を受けられた方々は、これまで市政の振興と発展のため、それぞれの分野で多大なご貢献を賜ったところでございますが、今後におきましても、健康に留意され、なお一層市勢発展のためお力添え、ご指導をお願い申し上げる次第でございます。

次に、秋季住民懇談会の開催について申し上げます。本年度の秋の住民懇談会につきましては、10月18日から28日にかけて、市内14会場で開催したところでございます。今回の住民懇談会では、平成29年度予算に係る町内要望や市民の皆様が日ごろ感じている市政やまちづくりに対するご意見等をお聞かせいただきました。特に大雨による災害対策を初め、移住、定住対策につきましても、さまざまなご意見をいただき、今後の行政運営の参考としていく所存でございます。また、今回の懇談会でも全課長職を2班に分けて、住民懇談会に出席することとして、市民の考えをじかに認識していただいたほか、全職員に対して内容を周知しており、今後新年度予算編成作業その過程の中で検討を進めてまいります。

次に、第7回赤平産業フェスティバルについて申し上げます。赤平市の産業振興を図るため、農業、商業、工業の3者が連携し、地元の食料品や生產品、製造品、地場産品とものづくりのまち赤平を広く市民の皆様や近隣の方々にPRし、直接販売することにより、地元名産品となる農產品、加工品の発掘、生産の向上や流通ルートの拡大を図ることを目的

に、第7回赤平産業フェスティバルを10月8日に開催いたしました。会場につきましては、雨風の心配がなく、ゆっくり楽しんでいただけるように、これまでの赤平駅前広場から総合体育館に会場を移し、実施したところでございます。農作物の販売や各商店の出店、各企業の展示など、農、商、工が連携し、一堂に会しPRを行ったほか、イベントではオモチ口餅まき、丸太切り対決、赤平米のPR、市内企業の若手従業員で構成されている人材育成事業のメンバーによる企業PRを含めたクイズやゲーム大会などを実施しまして、子供たちも楽しめる場をつくってまいりました。

また、食のイベントとして、どんぶり対決を実施し、市内飲食業者6店が赤平のお米を使った丼を当日販売し、長蛇の列ができ、新たな試みとして赤平産のそば粉を使用したそば打ち体験を実施し、大変ご好評をいただいたところであります。おかげさまで4,000人の来場者があり、開催に当たりご尽力いただいた関係諸団体、協賛、ご協力くださいました企業、団体に加えて、応援して下さった市民の皆様にも深く感謝を申し上げます。今後もさらに市民の皆様にも喜んでいただけるよう、また赤平の地場産品を広くPRして、赤平の魅力を発信できるイベントを目指してまいりたいと考えております。

次に、平成28年度東京赤平会総会について申し上げます。平成28年度東京赤平会総会及び交流会が10月29日東京都内で開催され、52名の方々が参加されました。総会では、平成27年度の決算、平成28年度の事業計画についてご審議をいただき、滞りなく総会を終えることができました。私からは、挨拶の中でふるさと納税のお礼とお願いに加え、赤平市の地方創生の取り組みをご報告し、東京赤平会の皆様ご思いを寄せていただいているふるさと赤平の歴史と伝統を守って市政をつくり上げていきたいとお話をさせていただきました。総会終了後には交流会が行われまして、特産品のPRと赤平特産品小包セットの販売開始についてもPRを行ってきたところでございます。

また、市内企業からの多大なご協力を得て行った大抽せん会は、会員皆様に大変好評をいただき、盛会のうちに終了いたしました。

次に、第49回赤平市社会福祉大会について申し上げます。11月19日に交流センターみらいにおいて、悪質商法や詐欺的な手口のターゲットになりやすい高齢者や若年層を地域社会全体で守る地域の支え合いときずなづくりを目指して、福祉関係者や町内会の代表者など、市民約100名の方が参加し、社会福祉大会を開催いたしました。初めに、福祉関係に貢献された4名の方に市長感謝状、続いて社会福祉協議会会長から表彰状と感謝状を贈呈し、その後引き続き北海道消費者協会教育啓発部長、田原太志様から「消費者被害の現状と防止について」と題したご講演をいただき、大会を終了いたしました。

次に、第49回赤平市金婚式について申し上げます。10月18日交流センターみらいにおいて、市及び社会福祉協議会の共催により、第49回金婚式を開催したところでございます。結婚50年の節目をご夫婦で迎えられ、円満な家庭生活を営み、さらには社会に多くの功績を残されたご夫婦に対しまして、永年のご労苦をねぎらうとともに、今後ますますのご健勝を祈念いたしまして、該当者31組のうち当日は18組のご夫妻に出席をいただき、金婚の章を贈呈したところでございます。

次に、ファミリーサポートセンターについて申し上げます。11月から子育ての援助をしてほしい人と子育ての援助をしたい人が会員となり、地域で子育てを助け合うファミリーサポートセンター事業を赤平市社会福祉協議会に委託し、開始したところでございます。この事業は、赤平市子ども・子育て支援計画作成の際に実施したアンケート調査で、定期的に利用したいと希望された世帯がいたことを受け、昨年からの検討を進めていたもので、急な用事等で一時的に日中子供を預けたい、あるいは放課後に子供の面倒を見てほしいなど、零歳から小学校6年生までの子供がいる保護者の希望をかなえるために、市民で一定の講習を受けた方が地域の中で子供を預か

り、子育ての援助を行う事業であります。現在子育ての援助をしたい提供会員には、9名の方が登録され、事業開始に間に合うよう10月中には2日間の養成講座を実施したところでございます。今後は、児童福祉施設等を通して、子育ての援助をしてほしい依頼会員への事業周知と会員拡大を進めてまいります。

次に、交通安全運動について申し上げます。9月21日から30日までの10日間にわたり、秋の全国交通安全運動が展開され、早朝の街頭啓発には延べ1,300名以上のご参加をいただき、交通安全運動を展開したところでございます。9月16日から30日までは赤平市交通安全推進協議会の主催により、園児、児童を対象とした交通安全ポスター展を交流センターみらいにて開催し、9月30日には交通事故死ゼロを目指す日に合わせて、旗の波による交通安全運動、街頭啓発及び交通安全ポスター展表彰式を開催し、多くの市民に対し、交通安全の意識高揚に努めたところでございます。

また、10月15日から21日までは秋の輸送繁忙期交通安全運動が、さらには11月11日から20日まで冬の交通安全運動を展開したところでございます。今後も交通事故死ゼロ2,000日を目指し、運動を展開してまいりたいと思います。これから本格的な冬を迎え、降雪等により路面状態が著しく変化し、スリップ等が起因する冬型事故の発生が懸念されることから、交通安全関係団体と連携を図りながら、新たな犠牲者を出さないためにも、市民の皆様とともに交通事故の防止、また飲酒の機会もふえることから、飲酒運転の撲滅に向け、交通安全の意識高揚と啓発に努め、住民参加の運動を展開し、交通事故撲滅に向けて取り組んでまいります。

最後に、工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告いたしましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育について申し上げます。最初に、中学校統合についてであります。各関係者と協議を重ねながら進めております統合中学校新築工事の実施設計業務につきましては、概算事業費がほぼ確定し、今后来年度の新築工事に向けて北海道による国庫負担金申請に関する事務及び設計審査を受ける予定であります。また、統合中学校のグラウンド整備につきましては、11月末に完成したところです。

小学校統合に関する赤平市適正配置計画の変更につきましては、教育委員会及び総合教育会議の協議を終え、原案が完成しましたので、今後パブリックコメントを経て、本年度中に策定する予定であります。

次に、全国学力・学習状況調査の結果についてであります。本市の調査の結果につきましては、改善の傾向はあるものの依然として憂慮すべき状況であります。本市の学力向上策では、この全国学力・学習状況調査のみならず、市内の小中学校全学年を対象とした標準学力検査も実施しており、また道教委事業である地域の学力向上支援事業の全校の実践などで一定の前進が見られることから、道教委による北海道版結果報告書への市町村別掲載に同意をしたことは前定例会でもご報告したところです。市教委といたしましても、赤平市民に対する説明責任があることと学力の問題は学校ばかりではなく、家庭、そして地域全体で育むものとの観点から、全市的な協力を求めることが肝要と考え、市教委独自で公表するとして、12月広報チラシにより市民周知を図ったところです。公表の方法としては、点数偏重への懸念もあることから、数値での公表とはせず、全国の平均を100として、本市の平均と比較したグラフや文言により公表しております。

また、市ホームページでは本年度より全国学力・学習状況調査のみならず、標準学力検査の結果につきましても、あわせて掲載しております。今後とも本市の子供たちの学力向上にご理解とご協力をくだ

さいますようお願いいたします。

なお、全国体力・運動能力、運動習慣等調査につきましては、本年度も小学校5年生と中学校2年生を対象に、悉皆調査として行われ、実施した調査資料につきましては、道教委を通じて文科省に報告いたしました。本市の体力向上策としては、全ての小中学校の全学年で新体力テストの取り組みを行っており、また道教委による結果公表については、学力同様同意をすることとしております。

次に、小学校の学習発表会、学芸会についてであります。市内3つの小学校で10月2日、9日及び16日にそれぞれ行われました。例年同様朝早くから入場を待つ保護者、家族が会場入り口に並ぶという関心の高さですが、どの小学校も児童たちの練習を積み重ねた成果がうかがえる発表であったことは言うまでもありません。私は、全ての会場を回って鑑賞させていただきましたが、どの学校でも真剣な取り組みを感じ、子供たち皆が仲よく伸び伸びと、そしてにぎやかに一生懸命取り組んだ発表に大勢の保護者、家族から温かい声援が寄せられておりました。

関連して、交流センターみらいで行われた市民総合文化祭では、赤平市教育研究推進協議会の取り組みの一環として、展示部門で全小中学校の作品の展示があったほか、芸能部門では赤平中学校吹奏楽部と赤平中央中学校合唱部の発表があり、日ごろの学校教育の一端を市民の前に披露いたしました。

また、11月19日には赤平幼稚園の発表会があり、幼稚園教育の集大成としての遊戯等に両親や祖父母など大勢の家族が訪れ、終始和やかな発表会でありました。

次に、給食センター関係ですが、市内で米の減農薬栽培に取り組んでいる生産者組織であるベストライス赤平様から昨年引き続きことしも本市に対して新米ゆめぴりか1トンの寄贈がありました。給食センターにも配布を受けましたので、12月の給食だよりにおいて使用する日をお知らせし、子供たちに赤平の安全、安心なお米を食べてもらいます。また、JAたきかわ女性部赤平支部様からも赤

平産のみその寄贈がありましたので、お米同様給食だよりでお知らせの上、大切に使用させていただきます。

次に、社会教育関係について申し上げます。初めに、11月3日に赤平市表彰式が交流センターみらいで行われましたが、平成28年度につきましては、文化賞の受賞該当者はおりませんでした。

次に、11月12日には赤平市内の子供たちが一堂に集い、社会教育事業の中でも多くの参加者が集まる第30回あかびら子どもまつりが総合体育館で行われました。この子どもまつりは、北海道教育の日協賛事業並びに赤い羽根共同募金支援事業でもあり、また子供交流事業につきましても、芦別市青少年育成連絡協議会のほか、今回は歌志内市青少年育成連絡協議会からも子供たちの参加をいただき、市外の子供との交流の幅を広げたところです。

また、今年度も中空知社会教育関係職員連絡協議会のほか新たに赤歌警察署及び空知教育局にも参加をいただき、子供たちのために貴重な体験の場の提供やPR活動を行っていただきました。さらに、今年度のなかよし食堂の運営につきましては、あかびら市立病院のかあさん食堂ぼらん亭の協力をいただき、好評を得たところです。第30回記念の年となる今年度は、なかよし共和国に子供230名、大人150名が参加し、大人も子供も一緒になり、終日楽しい歓声が響いておりました。

また、11月17日に赤平市PTA連合会研究大会が交流センターみらいかたらいホールで行われ、「相談室から見えること、子供たちを応援するために」と題しまして、スクールカウンセラーで臨床心理士の河原由紀氏の講演をいただき、家庭、学校と地域社会のあり方について研修し、理解を深めました。

次に、東公民館関係について申し上げます。東公民館中期講座としては、9月13日から3回にわたりソーパークーピング講座を開催し、機会事業といたしましては、9月27日にスイーツ講座と10月24日には料理講座を開催し、楽しく学ぶことができました。また、健康事業といたしましては、11月14日から3

回にわたり、スローエアロビック講座を開催しました。下期講座といたしましては、11月16日及び30日に陶芸講座を開催し、手づくりの陶器をつくり上げました。

次に、社会体育関係について申し上げます。市民プールにつきましては、9月30日まで122日間の開設をいたしました。利用者数といたしましては、延べ8,243名と、前年度と比較しますと約400名の利用者減となりました。スポーツ事業につきましては、10月10日に北翔大学との連携事業であります市民スマイルウォーキングを開催いたしました。当日は、悪天候のためウォーキングにつきましては中止とし、北翔大学の先生と学生の指導のもと、参加者50名によりニュースポーツを体験していただき、盛会裏に終了いたしました。

また、10月23日には第18回市長杯争奪ミニバレーボール大会を総合体育館で開催し、16チーム、67名が参加し、熱戦を繰り広げました。さらに、11月13日には第17回赤平軽スポーツ大会を総合体育館で開催し、32名の参加により、的を射るスポーツ吹き矢を行いました。

次に、図書館について申し上げます。10月8日今年度で6回目となります古本フェスタを今回も図書館事業の読書週間行事の一つとして、同日開催された第7回赤平産業フェスティバルと同じ会場の総合体育館で行い、図書館で除籍となった一般図書、絵本等約800冊を無償で提供いたしました。

また、11月19日は同じ読書週間行事として、朗読とギターの響きを開催し、札幌からお招きした郷音の会の田嶋扶二子さんの朗読とギタリストの廣田幸政さんのギターの響きに28名の参加者が魅了されました。

次に、今年度で36回目となります読書感想文コンクールを行い、今年度も市内全部の小中学校から計53作品の応募をいただき、審査の結果26作品が入賞作品として選ばれました。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北市勲君） 日程第5 議案第157号赤平市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第157号赤平市税条例等の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されておりますが、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長と環境性能割が導入されたことによる規定の整備を行うとともに、法人及び個人市民税に係る延滞金の計算期間の改正及び法人市民税の税率の改正並びに医療費控除の特例の創設が行われましたことやさらに所得税法等の一部を改正する法律が公布され、同法の第8条の規定により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われておりますが、このことに伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人市民税の課税の特例を定めるなど、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1ページ及び2ページをご参照願います。第18条の3は、納税証明事項について規定してございますが、軽自動車税につきましては、自動車取得税が来年4月1日に廃止されることに伴い、現行の軽自動車税を種別割とすることから、字句を改めるものでございます。

第19条は、納期限後に納付または納入する税金または納入金に係る延滞金について規定してございますが、納税義務者が納期限後に市税を納付する場合の延滞金の計算期間や延滞金の算定率の規定に軽自動車税環境性能割に関する引用条項を追加し、法人市民税について納税義務者の申告により当初賦課した課税額が修正申告等により一旦減額更正された

後、さらに修正申告等が行われ、増額更正された場合の不足税額についての延滞金の取り扱い及び延滞金計算の期間から除算される期間について、国税の改正に準じて改正する条項を新設するなど、所要の整理を行うものでございます。

第34条の4は、法人税割の税率について規定してございますが、法人市民税法人税割の標準税率及び制限税率が法改正により引き下げられたことに伴い、税率の改正を行うものでございます。

2ページから9ページをご参照願います。第43条は、普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更または決定及びこれに係る延滞金の徴収につきまして、第48条は法人の市民税の申告納付につきまして、第50条は法人の市民税に係る不足税額の納付の手続につきまして、それぞれ規定してございますが、第19条の改正と同様に、延滞金の取り扱い及び延滞金計算の期間から除算される期間について、国税の改正に準じて改正する条項を新設するとともに、あわせて条文の書き振り、引用条項等について整理するものでございます。

9ページから12ページをご参照願います。第80条につきましては、軽自動車税の納税義務者等について規定してございますが、軽自動車税環境性能割の納税義務者等について、新たに規定し、あわせて現行の自動車税を種別割と名称変更するための修正や条文の書き振りなどを整理するものでございます。

第80条の2につきましては、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲につきまして規定してございますが、別の条に定めることから、削除するものでございます。

第81条は、軽自動車税のみならず課税につきまして定めた条といたしまして改正し、第81条の2につきましては、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲を、第81条の3につきましては、環境性能割の課税標準を、第81条の4につきましては、環境性能割の税率を、第81条の5につきましては、環境性能割の徴収の方法を、第81条の6につきましては、環境性能割の申告納付を、



第81条の7につきましては、環境性能割に係る不申告等に関する過料を、第81条の8につきましては、環境性能割の減免をそれぞれ定めた条といたしまして追加するものでございます。

12ページから17ページをご参照願います。第82条は、種別割の税率につきまして、第83条は種別割の賦課期日及び納期につきまして、第85条は種別割の徴収の方法につきまして、第87条は種別割に関する申告または報告につきまして、第88条は種別割に係る不申告等に関する過料につきまして、第89条は種別割の減免につきまして、第90条は身体障害者等に対する種別割の減免につきまして、第91条は原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等につきましてそれぞれ規定してございますが、軽自動車税を種別割と名称変更するための修正及びその他の字句の修正や条文の書き振り、引用規定の条ずれ、様式番号の修正など所要の整理をするものでございます。

17ページ及び18ページをご参照願います。附則第6条につきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例についての規定といたしまして改めるものでございます。

附則第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例を、附則第15条の3につきましては、軽自動車税の環境性能割の減免の特例を、附則第15条の4につきましては、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例を、附則第15条の5につきましては、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付を、附則第15条の6につきましては、軽自動車税の環境性能割の税率の特例をそれぞれ定めてございますが、環境性能割の新設にあわせて新設するものでございます。

18ページから20ページをご参照願います。附則第16条につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例について定めてございますが、第1項につきましては、平成27年度分の特例でございますことから削除し、そのことに伴い、第2項から第5項まで1項ずつ繰り上げ、種別割に名称変更するとともに、

引用規定や条文の書き振り、税率区分の表などを整理し、燃費性能に応じて税率が軽減される措置が1年延長されることなどに伴う字句の改正などを行うものでございます。

21ページから24ページをご参照願います。第20条の4は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の規定といたしまして追加するもので、特例適用利子等または特例適用配当等については、他の所得と区分して100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する個人の市民税の所得割を課することとするものでございます。

25ページから29ページをご参照願います。附則第20条の5につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例につきまして定めてございますが、さきの条の追加により繰り下げたもので、引用している条項を改めるなど、字句を改正するものでございます。

附則第20条の6につきましては、保険料に係る個人の市民税の課税の特例につきまして定めてございますが、さきの条の追加により繰り下げたものでございます。

30ページ及び31ページをご参照願います。第2条は、赤平市税条例等の一部を改正する条例の一部改正となつてございますが、平成26年度の税制改正に合わせて、市税条例を改正した際の改正規定のうち、附則第5条の規定が今回改正いたします第1条中の第82条及び附則第16条の条文を引用しておりますことから、軽自動車税種別割への名称変更、種別割の表の区分及び条文の書き振りなど所要の改正を行うものでございます。

32ページから34ページをご参照願います。第3条は、赤平市税条例の一部を改正する条例の一部改正となつてございますが、平成27年度の税制改正に合わせて市税条例を改正した際の改正規定のうち、附則第6条は市たばこ税に関する経過措置の規定でございますが、今回改正いたします第1条中の第19条の条文を引用しておりますことから、所要の改正を行うものでございます。

本条例の改正附則でございますが、附則第1条といたしまして、この条例は平成29年1月1日から施行し、第1条中赤平市税条例第18条の3の改正規定など改正の規定は平成29年4月1日から、第1条中市税条例附則第6条の改正規定及び改正附則第2条第2項の規定は平成30年1月1日から施行するものでございます。

附則第2条につきましては、市民税に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第3条につきましては、軽自動車税に関する経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第157号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（北市勲君） 日程第6 議案第158号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第158号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律が公布され、同法の第8条の規定により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われまして、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

附則第15項につきましては、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定といたしまして追加するものでございます。

附則第16項につきましては、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定といたしまして追加するものでございます。

附則第17項から第20項につきましては、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の条例、平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例につきまして、それぞれ規定してございますが、第15項及び第16項の追加により、項を繰り下げたものでございます。

次に、改正附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は平成29年1月1日から施行するものとし、附則第2項につきましては、適用区分を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第158号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（北市勲君） 日程第7 議案第159号赤平市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第159号赤平市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

主任介護支援専門員及び介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメントの質を向上させるため、主任介護支援専門員に更新研修を導入するとともに、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件を見直すなどの内容といたしまして、介護保険法施行規則が改正されてございますが、このことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条は、条例の趣旨を定めてございますが、引用してございます条項を改めるものでございます。

第4条は、人員に関する基準について定めてございまして、第3号は主任介護専門員につきまして規定してございますが、引用してございます条項を整理し、主任介護支援専門員の要件として、主任介護支援専門員更新研修を5年を超えない期間ごとに受けることが必要とされましたことから、字句を加えるものでございます。

次に、附則でございまして、附則第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとし、附則第2項につきましては、平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対する経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第159号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第159号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第159号について採決をいたします。本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（北市勲君） 日程第8 議案第160号赤平市農業委員定数条例の全部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第160号赤平市農業委員定数条例の全部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律が一部改正され、農業委員会の委員の選任方法が選挙制から市町村長による任命制へと変更されたことから、本条例の全部改正を行うものでございます。

条例の内容は記載のとおりでございまして、農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定に基づき、赤平市農業委員会の委員の定数を11人とするものでございまして、附則第1項として、公布の日から施行するといたしまして施行期日を定め、附則第2項といたしまして、任期までの経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。木村議員。

○1番（木村恵君） 160号について質疑をしたいと思っております。

まず、今の説明ですけれども、赤平市農業委員

定数条例の改正ということですが、現行の農業委員（1）から（3）とありますけれども、農業委員会の選挙による委員、この選挙がなくなる7名ということと、その後農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区それぞれ推薦した理事または組合員各1人、議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者1人、こちらは選挙ではありませんが、こちらの扱いはどうなるのか、具体的に任命される委員の候補というのがどういふふうに出選をされるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 各地区の地区からの代表と農業法人及び農業団体の推薦、それと一般公募の3点になることとなります。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 推薦と一般公募ということをおっしゃいましたけれども、選挙ではなく任命になります。ただ、立候補するとか、推薦されるということは、今の答弁のように排除されないと思いません。それが選定というところだと思うのですが、立候補するという、手を挙げるということ、それに対しての選定と手続についてお伺いします。

○議長（北市勲君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 選考におきましては、公募において新たにその中で11名以上いた場合は、選考委員の中で選考するというところに今規約のほうをつくっています。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 最後になりますが、選考委員会というものができるといふ認識でよろしいのですよね。それで、これ全国的に今回変わりますけれども、農地適正化等々なのですが、企業参入の色合いが強くなるという懸念のほうもこれいろいろ出てきております。これについて、最後その選定委員会も含めまして、市長の任命ということになると思しますので、市長の考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島美孝君） それにつきましては、今までの農業委員会の方々や運営されてこられた方々のご意見等も踏まえて、無理のないように特段急激に変わった組織にならないように、赤平の農業者の意見も踏まえながら行っていきたいというふうを考えております。

○議長（北市勲君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第160号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（北市勲君） 日程第9 議案第161号公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第161号公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

先般別紙参考資料のとおり選定委員会において選定が行われ、現在当該施設の指定を受けている株式会社赤平振興公社を選定することとして報告がございましたが、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者の指定を行うため、提案するものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、赤平市保養センター、赤平市ケビン村、赤平市エルム高原家族旅行村及び赤平市エルム高原オートキャンプ場の4施設で、指定管理者となるべき団体は、株式会社赤平振興公社代表取締役、浅水忠男、指定期間につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。これよ

り、質疑に入ります。質疑ありませんか。木村議員。  
○1番(木村恵君) 161号について質疑したいと思  
います。

別紙のほうなのですけれども、4の選定結果のと  
ころになります。 (1)、公募方法、これ非公募  
とするという締めくくりになっておりますが、選定  
委員会で非公募とした日はいつになるのか、お聞き  
したいと思います。

○議長(北市勲君) 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長(林伸樹君) 公の施設に係る  
指定管理者の選定委員会が11月の17日に開催をされ  
まして、その場で選定ということになっております。

○議長(北市勲君) 木村議員。

○1番(木村恵君) 11月17日、それで指定管理者  
制度の運用ガイドラインのほうですけれども、手続  
スケジュールのところ、7月に募集するとなってい  
ます。ということは、11月17日に非公募となったと  
いうのは、ちょっとおかしいのかなと。非公募を決  
めるのであれば、それ以前に決めておかなければい  
けないと思います。この件は、前々回の指定あるい  
は前回の指定の際にも同じような指摘があったと議  
事録等から調べたら出てきました。その都度申し入  
れが行われていたり、期間の短縮などがあったと思  
います。これ指摘と申し入れ等を受けて改善されて  
いないと思いますが、いかがですか。

○議長(北市勲君) 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長(林伸樹君) 指定管理者のガ  
イドラインに沿っている中で、こちらのほうに書い  
ております7月に指定管理者の募集ということで、  
スケジュール的になっております。それで、私ども  
といたしましては、今の現在の指定管理者がこれま  
でどおり成果が出ているというところと、あと非公  
募とする場合の公の施設の市が出資している団体と  
いうことで、検討を重ねていった結果、当課として  
は非公募として選定を進めておりまして、その中  
で6月の段階で決算が上がってきたその状況を確認  
しながら、次期の指定管理料の計算もしていただ  
いた中で、申請書が上がってきたのが7月以降のとき

に上がってきたということで、選定委員会についま  
しては11月になってしまったということでございま  
す。

○議長(北市勲君) 木村議員。

○1番(木村恵君) 今の答弁ですと、やはり6月  
に決算が上がってくる。指定管理料がそこから決ま  
るということで、この時期になったという答弁にな  
るかと思うのですけれども、いわゆる非公募の例外  
というところに当たるということだと思いますが、  
これも再三やっぱり議論があったと思うのです。そ  
れで、その指摘されたことをしっかりと受けとめて  
対応していくという姿勢は見せていただきたいと思  
います。例えばガイドラインの改定あるいは公募に  
できるように、今のままだとこれ公募できない状態  
ということになると思いますので、公募に対応でき  
る手続スケジュールというものを明記したほうがい  
いのではないかと考えますが、いかがですか。

○議長(北市勲君) 総務課長。

○総務課長(町田秀一君) 今ご質問にありました  
スケジュールに関しましては、指定管理者制度運用  
ガイドラインに記載させていただいておりますけれ  
ども、このスケジュールを基本に余裕を持ったスケ  
ジュールで進めていただきたいということにしてご  
ざいますけれども、今議員おっしゃったお話も含め  
て、見やすいような形の中で、どの課でもきちんと  
それが守れるような形で見直しを図ってまいりたい  
と、このように思っています。

○議長(北市勲君) 植村議員。

○3番(植村真美君) 選定結果の中におきまして、  
(1)番でございますけれども、ここにも効果的、  
効率的に達成することができると思込まれましたと  
いうことだったのですけれども、この部分の決定的  
な見込まれるということに決断に至った背景をもう  
一度教えていただきたく思います。よろしくお願  
いいたします。

○議長(北市勲君) 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長(林伸樹君) 今現在行ってい  
ただいております赤平振興公社なのですが、今3年

目を迎えております。それで、実績を確認したところ、まずは来場者数につきましては、これまでの3カ年の経過を見ても、人数的に多少は減少はしておりますけれども、来場者数の減少の率も少ないということから、業務についてはしっかりやっけていただいているということでございます。

それと、体制につきまして振興公社につきましては、高齢者事業団が解散となって、高齢者の部分の雇用というところで、振興公社さんのほうがその高齢者の雇用の部分を担っていただくということで、その雇用が繋がったことによりまして、次年度以降も公園の管理ですとか、そういう高齢者の雇用にもつながって、振興公社の運営自体も安定をしているという判断から、次回からの指定管理につきましても、振興公社でやっていただけるということで判断しております。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君） もう一点お伺いをさせていただきます。

選定委員会の中で、今回も非公募という形になりましたけれども、選定委員会の中で市の全体の経済効果を高めるに当たって、今の状態の中等さらにそれを効果的に考える団体等の比較検討などは行った上でこのこういった結果だったのかということをお教えいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 今回の選定につきましては、まず振興公社さんの経営状況、それと効果等を検証させていただきまして、ガイドラインの特例というところでまずこの状況確認をした結果、振興公社のほうで十分効果が見れるというところでありましたので、ほかの他社との比較ということとはしていません。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君） それでは、選定委員会のほうでのメンバーの委員さんの中でも、そういった意見は特になく進められてきたということでよろしか

ったでしょうか。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） そこにつきましては、特に問題があるとかということは出ておりません。

○議長（北市勲君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第161号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（北市勲君） 日程第10 議案第162号平成28年度赤平市一般会計補正予算、日程第11 議案第163号平成28年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第12 議案第164号平成28年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第13 議案第165号平成28年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、日程第14 議案第166号平成28年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算、日程第15 議案第167号平成28年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第16 議案第168号平成28年度赤平市水道事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第162号平成28年度赤平市一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億750万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億1,571万5,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、継続費の追加は、「第2表 継続費補正」

によります。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」によります。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によります。

3ページをお願いいたします。第2表、継続費補正であります。道路橋りょう災害復旧事業及び河川災害復旧事業につきましては、平成28年度から平成29年度の継続事業となり、総額、年割額につきましては、記載のとおりであります。

第3表、債務負担行為補正であります。さきにご提案させていただいた議案第161号公の施設の指定管理者の指定に関する保養センター、ケビン村、エルム高原家族旅行村、エルム高原オートキャンプ場の4施設の平成29年度から平成31年度までの指定管理料の限度額を1億3,273万9,000円と定めるものであります。

第4表、地方債補正であります。変更といたしまして、災害復旧事業の限度額を3,200万円増額し、1億510万円に変更するもので、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2児童福祉費国庫負担金として205万5,000円の増額であります。障害児施設給付費に充当されるものであります。

同じく目2災害復旧費国庫負担金、節1公共土木施設災害復旧費国庫負担金として1億2,864万1,000円の増額であります。8月20日から21日の災害による道路橋りょう並びに河川災害復旧費の80%が交付されるものであります。

同じく項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金として164万2,000円の増額であります。社会保障・税番号制度システム整備費補助金の確定によるものであります。

同じく目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金として5,530万1,000円の増額であります

が、地域生活支援事業費に7万7,000円、経済対策臨時福祉給付金給付事業費に5,571万7,000円が充当され、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の確定により49万3,000円が減額となっております。

同じく項3委託金、目1総務費委託金、節2選挙費委託金として90万7,000円の増額であります。参議院議員選挙費委託金の決算見込みによるものであります。

款14道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金、節2児童福祉費道負担金として102万7,000円の増額であります。障害児施設給付費に充当されるものであります。

同じく項2道補助金、目2民生費道補助金、節1社会福祉費道補助金として3万9,000円の増額であります。地域生活支援事業費に充当されるものであります。

款15財産収入、項2財産売却収入、目4出資金返還金として5,473万2,000円の増額であります。中空知広域市町村圏組合における中空知ふるさと市町村圏基金6億円の取り崩しによる各市町の出資割合に基づく返還金であります。

款16寄附金、項1寄附金、目3ふるさとガンバレ応援寄附金として6,000万円の増額であります。本年11月末現在の寄附金が1億1,000万円の実績となっており、歳出との関連性もあり、今後さらに5,000万円を見込むものであります。

同じく目4あかびら創生寄附金として619万7,000円の増額であります。本年11月末現在の実績によるものであります。

款18繰越金として5,798万8,000円の増額であります。今回の補正による歳入不足額を補填するため、平成27年度決算に基づく剰余金の一部を計上するものであります。

款19諸収入、項4受託事業収入、目2分収造林事業受託収入として697万8,000円の増額であります。間伐及び作業道新設の工事請負費に充当されるものであります。

款20市債、項1市債、目5災害復旧債、節4道路

橋りょう災害復旧債として260万円の増額、7ページの同じく節5河川災害復旧債として2,940万円の増額であります。本災害復旧債に関しましては、元利償還金の95%が地方交付税で措置されることとなります。

8ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料として190万7,000円の増額であります。煙突部分のアスベスト含有資材を調査した結果、石綿含有商品が使用されていることが判明したため、市庁舎、東公民館、総合体育館、図書館、赤平山研修センター、住友共同浴場、公民館の7施設のアスベスト分析業務委託料として177万7,000円を計上し、また確定拠出年金法の制度改正により、来年1月から個人型確定拠出年金の加入対象者が公務員に拡大されることに伴い、人事・給与システム電算改修委託料として13万円を計上するものであります。

同じく目3電算管理費として164万9,000円の増額であります。サイバー攻撃等の脅威に対応するため、インターネットへの外部接続におけるセキュリティ環境の強化を図るよう、北海道が構築する北海道情報セキュリティクラウドに接続するための関連経費として、通信運搬費7,000円、北海道情報セキュリティクラウド構築負担金として2万2,000円の増額、社会保障・税番号制度の導入に伴う住民基本台帳システム等の整備業務委託料として162万円を増額するもので、国庫補助金164万2,000円が充当されます。

同じく目4広報広聴費、節18備品購入費として5万9,000円の増額であります。現在使用している広報あかびら作成用のパソコンソフトにふぐあいが生じていることから、ソフトを更新するものであります。

同じく目7財産管理費、節15工事請負費として410万4,000円の減額であります。旧赤平消防署庁舎除却工事費の確定によるものであります。

同じく目9企画費として1億5,115万1,000円の増

額であります。ふるさとガンバレ応援寄附金の増額補正に伴う返礼品や手数料等の費用並びにあかびらガンバレ応援基金積立金6,000万円を含め9,022万2,000円の増額、中空知ふるさと市町村圏基金の出資金還付金の5,473万2,000円とあかびら創生寄附金の619万7,000円を合わせた6,092万9,000円をあかびら創生基金積立金として計上するものであります。

同じく目14市民生活費、節18備品購入費として39万6,000円の増額であります。福栄地区集会所及び豊里ふるさと会館のストーブを更新するものであります。

10ページをお願いいたします。同じく項2徴税费、目2賦課徴収費、節13委託料として81万円の増額であります。社会保障・税番号制度導入に伴う税申告受付システム改修委託料であります。

12ページをお願いいたします。同じく項4選挙費、目2参議院議員選挙費として49万2,000円の減額であります。選挙の実績に基づき精算するものであります。

14ページをお願いいたします。同じく項5統計調査費、目1統計調査費、節8報償費として3,000円の増額であります。国の統計功労表彰を1名が受賞したことによる額縁代であります。

16ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費として37万5,000円の増額であります。手話奉仕員派遣事業回数増加により、報償費として5万4,000円、地域活動支援センター並びに相談支援事業の利用者増加により、地域生活支援事業補助金として32万1,000円を計上するものであります。

同じく目3老人福祉費、節18備品購入費として75万9,000円の増額であります。寿の家、茂尻新町老人クラブ、茂尻老人クラブ並びに住友老人クラブのストーブを更新するものであります。

同じく目5後期高齢者医療費、節19負担金補助及び交付金として165万4,000円の増額であります。平成27年度療養給付費負担金の確定によるものであります。



同じく目7国民年金費、節13委託料として27万5,000円の減額であります。社会保障・税番号制度システム整備につきましては、広域対応となったためであります。

同じく目15経済対策臨時福祉給付金給付事業費として5,571万7,000円の増額であります。国の経済対策の一環として、消費税率引き上げによる影響を緩和するため、低所得者を対象に1万5,000円が支給されるもので、支給のための事務費並びに3,400名分の給付金を計上するもので、全額国庫補助金が充当されます。

20ページをお願いいたします。同じく項2児童福祉費、目1児童福祉総務費として435万6,000円の増額であります。DV被害者が発生し、母子生活支援施設へ送致するための職員旅費として24万6,000円、放課後デイサービス利用者及び利用回数の増加により、障害児施設給付費として411万円を増額するもので、給付費に対して国庫負担金205万5,000円、道負担金102万7,000円が充当されます。

同じく目4保育所費、節13委託料として29万5,000円の増額であります。若葉保育所周辺の公営住宅除却により、除雪作業の増加が見込まれることから、除雪委託料を増額するものであります。

同じく目7児童手当費、節13委託料として50万8,000円の減額であります。社会保障・税番号制度システム整備業務委託料の確定によるものであります。

22ページは、財源補正となります。

24ページをお願いいたします。款6農林水産業費、項2林業費、目3分収造林費、節15工事請負費として697万9,000円の増額であります。独立行政法人森林総合研究所の受託事業として、間伐及び作業道新設の工事請負費で、分収造林事業受託収入697万8,000円が充当されます。

26ページをお願いいたします。款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費、節19負担金補助及び交付金として30万円の増額であります。店舗近代化促進事業補助金の3件の交付申請実績に基づく不足

額を補正するものであります。

28ページをお願いいたします。款8土木費、項2道路橋りょう費、目4道路新設改良費として48万円の増額、同じく目6橋りょう改良費として24万円の増額であります。職員手当の不足見込み額を補正するものであります。

30ページをお願いいたします。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費として1,328万3,000円の増額であります。自治体ネットワークに学校などの教育系ネットワークがつながることが禁止されたため、回線を分離するための通信運搬費として4万5,000円、教育ネットワーク設定委託料として25万5,000円を増額、また旧赤平高等学校跡地の無償譲渡要件として、北文京町の職員宅解体後の敷地3カ所を北海道から購入するための土地購入費として1,174万1,000円を増額、さらに社会保障・税番号制度導入に伴い、就学援助業務等に必要なマイナンバー業務用管理端末及びネットワーク機器収納サーバーラック、マイナンバー業務用端末の備品購入費として79万3,000円の増額、旧平岸小学校校長住宅及び教頭住宅の売却に伴い、公立学校施設整備費補助金の財産処分要件により、学校教育施設整備基金積立金として44万9,000円を増額するものであります。

32ページをお願いいたします。同じく項4中学校費、目3統合学校建設費として42万円の増額であります。時間外勤務手当と共済組納付金の不足見込み額を補正するものであります。

34ページをお願いいたします。同じく項5社会教育費、目1社会教育総務費、節13委託料として1,512万円の増額であります。国の補正予算により本年度限りのハード事業を対象とする地方創生拠点整備交付金が創設され、当市においても今月に交付申請を予定しており、交付金事業は平成29年度までの完了が要件となっているため、旧住友赤平炭鉱施設隣接地に炭鉱遺産に関連する資料展示及び特産品販売などを含めた炭鉱遺産公園ガイダンス施設建設のための実施設計委託料として1,080万円を計上し、工事請負費に関しては、1月中旬から下旬にかけて本交

付金の内示が予定されており、内示を受けた後に予算提案を予定しております。また、立坑やぐらや事務所、坑口浴場の劣化状況及び保存活用のために必要な基礎データを得て、緊急性や計画性を検討するため、旧住友赤平炭鉱立坑櫓等調査業務委託料として432万円を計上するものであります。

同じく目4東公民館費、節18備品購入費として13万8,000円の増額であります。2階展示資料室のストローブを更新するものであります。

同じく目6交流センターみらい費、節11需用費として45万9,000円の増額であります。ボイラー定期点検の結果、2基のうち1基が真空漏れにより機能していないことが判明したため、修繕料を計上するものであります。

36ページをお願いいたします。款12諸支出金、項1過年度還付金、目1過年度還付金、節23償還金利子及び割引料として3万5,000円の増額であります。児童手当の平成27年度事業費の確定に伴う道負担金の還付金であります。

38ページをお願いいたします。款12諸支出金、項2特別会計繰出金として50万9,000円の減額であります。主に人事異動等に伴う人件費及び社会保障・税番号制度システム整備業務委託料の確定によるものであります。

40ページをお願いいたします。款13職員給与費として399万2,000円の減額であります。本年度の各会計間における人事異動等によるものであります。

42ページをお願いいたします。款15災害復旧費、項3公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう災害復旧費、節15工事請負費として1,341万円の増額であります。8月の熱帯低気圧及び台風11号の影響による吉中通、左大谷沢線、右奈江沢線、基線の4路線の道路路肩、路面復旧等の災害復旧工事費で、国庫負担金1,072万8,000円、災害復旧債260万円が充当されます。

同じく目2河川災害復旧費、節15工事請負費として1億4,739万2,000円の増額であります。8月の災害による滝の川、富士の川、ボンクラ川、ナエ川、

右ナエ川、吉野川、右ペンケキプシュナイ川の7河川の土羽河岸復旧、既設護岸崩壊復旧等の災害復旧工事費で、国庫負担金1億1,791万3,000円、災害復旧債2,940万円が充当されます。

次に、議案第163号平成28年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,617万1,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として7万2,000円の増額であります。今回の歳出補正額を繰り入れるものであります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料として1万5,000円の減額であります。社会保障・税番号制度システム整備業務委託料の確定によるものであります。

8ページをお願いいたします。款11職員給与費として8万7,000円の増額であります。人事異動によるものであります。

次に、議案第164号平成28年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,168万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として43万5,000円の減額であります。今回の歳出補正の減額によるものであります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料として43万5,000円の減額であります。社会保障・税番号制度システム整備業務委託料の確定によるものであります。

次に、議案第165号平成28年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,560万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として178万4,000円の減額、款5繰越金として272万9,000円の増額であります。平成27年度決算に基づく剰余金の全てを計上したことによるものであります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。款1下水道事業費、項1下水道事業費、目1一般管理費、節4共済費として10万円の増額、同じく目2公共下水道事業費として84万5,000円の増額であります。人事異動によるものであります。

次に、議案第166号平成28年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の介護サービス事業特別会計補

正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,053万1,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として10万円の増額であります。人件費の補正によるものであります。

款4繰越金として328万円の増額であります。今回の補正による歳入不足額を補填するため、平成27年度決算に基づく剰余金の一部を計上するものであります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。款1総務費、項1愛真ホーム施設管理費、目1一般管理費として328万円の増額であります。介護相談員及び介護員の臨時職員の雇用により、賃金として220万5,000円の増額、業務員の退職に伴い、白衣等の洗濯を業者対応とするための洗濯料として107万5,000円を増額するものであります。

8ページをお願いいたします。款2サービス事業費、項3介護予防支援事業費として10万円の増額であります。人事異動による嘱託職員報酬であります。

次に、議案第167号平成28年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,972万9,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。  
4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2国庫支出金として21万1,000円の増額、款3道支出金として10万5,000円の増額、款4支払基金交付金として51万3,000円の増額につきましては、全て歳出に連動した財源調整であります。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として153万8,000円の増額であります。社会保障・税番号制度システム整備業務委託料の減額及び地域支援事業費の決算見込みによる増額であります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料として2万円の減額であります。社会保障・税番号制度システム整備業務委託料の減額によるものです。

8ページをお願いいたします。款3地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1二次予防事業費につきましては財源補正であります。

同じく目2一次予防事業費として258万8,000円の増額であります。主に人事異動等によるものであります。

10ページをお願いいたします。款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費として7万1,000円の増額につきましては、主に時間勤務手当を増額するものであります。

12ページをお願いいたします。款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金として27万2,000円の減額であります。今回の補正に伴う歳入不足額を調整するものであります。

次に、議案第168号平成28年度赤平市水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成28年度赤平市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。支出の第1款水道事業費用の補正予定額を162万8,000円増額し3億

2,757万3,000円といたします。

2ページをお願いいたします。予算実施計画の収益的支出につきまして、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費として132万6,000円の増額であります。8月の一連の台風による河川の濁度上昇が長引いたため、薬品の使用量が増加したことによるものであります。

同じく目3総係費として30万2,000円の増額であります。収納対策として納付書及び催告書の発行数増加による増額のほか、業務における通信手段として、NTTの0035ビジネスモード加入に伴う通話料等の増額、口座振替データ伝送化に伴う手数料を増額するものであります。

3ページは、予定キャッシュフロー計算書、4ページからは予定貸借対照表であります。説明を省略させていただきます。

以上、議案第162号から第168号につきまして、一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。植村議員。

○3番（植村真美君） 何点か質疑させていただきたいと思います。

一般会計補正予算の6ページから7ページにわたります。正確に言いますと4ページから7ページでございますけれども、災害復旧債で今回国からの元利償還金が95%という割合ですけれども、これは他市と比べてどうであったのかということ、この95%に至った背景等が当市の流れで今回どのような背景があったのかということがわかりましたら教えていただきたいと思います。

続きまして、8ページから9ページでございますけれども、広報広聴費ということで、情報の共有の公開ということでパソコンにふぐあいがあったということで、ソフトウエアを購入されるということでございましたが、このふぐあいの内容とどのような対応ソフトを買われるのかを教えていただきたいと思います。

います。

続きまして、16ページから17ページでございます。民生費の中におきまして、先ほど障害者福祉費の自立支援の中で5万4,000円が手話奉仕員が多く派遣されたためということでございましたが、その内容をもう少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。どのような関係で呼ばれたのか。また、さらに今まで呼んでいた方以外に新しい手話者の方がいたのかどうかということも教えていただきたいと思います。

続きまして、26ページから27ページにわたりまして、商工費でございますけれども、今回3件の追加補正があったということでございますが、この内容を詳細教えていただきたく思いました。

続きまして、愛真ホームのほうでございます。介護サービス事業特別会計の補正のほうでございますけれども、愛真ホームの関係で一般管理費の中におきまして、先ほど業務員の関係で洗濯料が発生しているということでございましたけれども、この内容をもう少し詳しく教えていただきたいのが今回一時的なものなのか、今後もさらに発生してくるものなのかということをお知らせいただきたく思います。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 災害復旧債の関係ですが、まだ決定ではないですが、補助災害の内定を受けたということでございまして、補助災害につきましては、全体工事費の80%が国庫の負担金を得られて、残りの部分が充当率100%で災害復旧債となります。災害復旧債については、先ほど申し上げました元利償還金の95%だということで、相当な割合での国の財政支援が受けられるということでありまして、あくまでも補助採択事業として内定を受けているということで、この災害復旧債の活用ができるという見込みになっております。

あと広報のソフトの更新につきましては、現在使っておりますエディカラーこちらのソフトがふぐあいが何度か発生しているということで、広報紙がお

くれてしまっは大変なことになるということがございまして、新たなバージョンのものと同じエディカラーでありますけれども、それを更新させていただくための費用ということになっております。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 16ページから17ページの手話奉仕員に対する報酬の増額でございますが、これにつきましては、今回議会のほうで手話に関する基本条例の検討会があるということから、そこに出席するための手話奉仕員の報酬の分を増額させていただきました。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 愛真ホームの役務費、洗濯料の関係なのですが、本年まではずっと業務員を臨時職員として雇用して、愛真の内部で洗濯をやっておりました。これは、入所者の衣類だとか、そういったものを対象にしておりましたが、その者が退職をしたために、新たな業務員を探してもなかなか見つからないという中で、来年3月までは洗濯を委託し、業者をお願いをするということで、この役務費として洗濯料を組ませていただいているところです。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 26ページから27ページの店舗近代化促進事業補助金の内訳ということでございます。

これにつきましては、当初予算が100万円ということで、2件の申請があつて執行してございまして、これにつきましては、阿部ビルさんの建物の壁、あとビル内の塗装、これで50万円、それとファミリー歯科さんのほうの屋根の壁塗装ということで30万円、これでやっておりましたが、今回珍来さんのほうで外壁の塗装と内装の改修ということで、50万円ということで、合計130万円になりましたので、今回補正ということでございます。

○議長（北市勲君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第162号については、行政常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第163号、第164号、第165号、第166号、第167号、第168号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第163号、第164号、第165号、第166号、第167号、第168号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第163号、第164号、第165号、第166号、第167号、第168号について、一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長(北市勲君) 日程第17 報告第15号専決処分の報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 報告第15号につきまして、ご説明を申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する裁判所の和解につきまして、専決処分を行いましたことから、議

会にご報告するものでございます。

別添の専決処分書でご説明を申し上げます。件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃54万4,600円を滞納しておりましたことから、平成28年10月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方が分割払いを希望するをいたしまして、督促異議の申し立てがございましたことから、訴訟に移行したものでございまして、この間に新たに納期を経過いたしました1カ月分の家賃9,800円を加え、請求額を55万4,400円と改めた上で、平成28年11月21日口頭弁論に出頭いたしましたところ、平成28年11月から2万200円ずつ毎月末日に限り持参または送金して支払うことで裁判上の和解をしたものでございまして、平成28年11月21日に専決処分したものでございます。

以上、報告第15号につきましてご説明を申し上げます。よろしくご了承くださいますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第15号については、報告済みといたします。

---

○議長(北市勲君) お諮りいたします。

委員会審査のため、あす14日、1日休会いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、あす14日、1日休会することに決しました。

---

○議長(北市勲君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午前11時57分 散会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)